

○筋注用免疫グロブリン製剤に対するHCVのPCR検査の実施等について

(平成九年四月二三日)

(薬企第三五号・薬審第三五六号・薬安第五三号・薬監第六四号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局企画課長・厚生省薬務局審査課長・厚生省薬務局安全課長・厚生省薬務局監視指導課長通知)

標記について、別添のとおり日本赤十字社事業局血液事業部長及び社団法人日本血液製剤協会理事長あて通知したので、御了知のうえ、貴管下関係業者に対し周知徹底等、特段の御配慮をお願いします。